
区域指定の概要(平成27年3月19日時点)

土壤汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請による 「形質変更時要届出区域」の指定 ＜兵庫区笠松通 10 丁目＞

1. 概要

兵庫区笠松通 10 丁目の土地において、土地所有者が実施した自主的な土壤汚染状況調査により、土地の一部で鉛及びその化合物が土壤の指定基準を超過していたとして、土壤汚染対策法(以下「法」という。)第 14 条第 1 項の規定に基づく区域の指定の申請があった。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地は一般の人が立ち入る土地ではなく、また、コンクリート等で覆われており飛散等による土壤の直接摂取のおそれはないこと、周辺での地下水の飲用も確認されていないことから、人の健康に被害が生じるおそれはないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、区域指定した土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように指導していく。

2. 区域指定

(1) 指定する区域

兵庫区笠松通 10 丁目 1 番の一部、10 番の一部、11 番の一部 (別図のとおり)

(2) 指定の区分 形質変更時要届出区域

(3) 指定年月日 平成 27 年 3 月 19 日

(4) 指定する特定有害物質

鉛及びその化合物

(5) 指定の理由

土壤の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第 11 条第 1 項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 指定の申請の概要

(1) 申請者(土地所有者) 三菱電機株式会社

(2) 申請者が行った自主的な土壤汚染状況調査結果の概要

・調査対象物質

地歴調査により汚染のおそれがあると判断された特定有害物質17物質(1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル)

・土地の地歴調査結果

当該土地を含む工場敷地においては、発電機・制御盤等の製造が行なわれており、製造の工程で使用されていた表面処理材等に特定有害物質が含まれていた。

・土壤の測定結果

鉛及びその化合物の溶出量で最大0.054mg/L(指定基準値0.01mg/Lの5.4倍)

鉛及びその化合物の含有量で最大730mg/kg(指定基準値150mg/kgの4.9倍)

その他の特定有害物質については指定基準適合

- ・ 土壌汚染の原因
事業活動によるものと考えられる。
- (3) 指定の申請がされた土地の面積
土壌汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された3,362平方メートル。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地は塀で囲われており一般の人が立ち入る土地ではなく、また、コンクリート等で覆われており飛散等のおそれはないことから、汚染土壌の直接摂取による健康影響のおそれはない。
- (2) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響のおそれはない。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響のおそれはない。

5. 今後の対応

土地の形質変更が行われる際には、本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導する。

<資料>

1. 用語解説

土壌汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。(平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行)

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壌汚染が判明した場合の措置等を定めている。

土壌汚染対策法第14条第1項の指定の申請

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壌が指定基準値を超過していることが思料される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壌が指定基準値を超過していると思料される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壌汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壌汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

要措置区域

法に基づく調査結果が指定基準を超過しており、かつ土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要として市長が指定、公示する区域。市長は汚染の除去等の措置を土地所有者に指示し、指定された区域での土地の形質変更が原則禁止される。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。錆びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壌中の鉛の正常な濃度の範囲は15~30mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000mg/kg以下の土壌濃度では見られないといわれている。

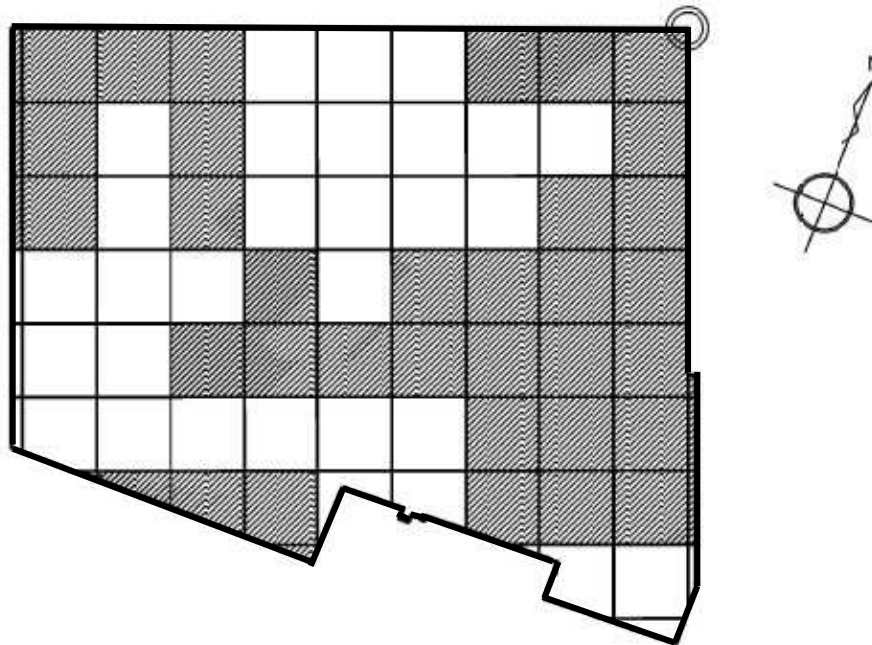
2. 市内の現在の指定区域




要措置区域：0件 形質変更時要届出区域：11件 (別表のとおり)

(別図) 位置図



指定区域図



<p><凡例></p>	<p><起点></p>
	<p>起点は、兵庫区笠松通 10 丁目 11 番の最北端地点とする。</p>
	<p><格子の回転角度></p>
	<p>68° 39' 23"</p>
<p>: 調査対象地</p>	<p>起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。</p>
<p>: 形質変更時要届出区域</p>	

(別表) 市内の現在の指定区域 (形質変更時要届出区域)

地番	指定面積 (㎡)	基準不適合物質	指定日
兵庫区笠松通 10 丁目 1 番、10 番、11 番	3,362	鉛	H27.3.19
兵庫区明和通 1 丁目 1 番 2、1 番 3、1 番 4	2,672.095	鉛、砒素	H26.2.24
東灘区深江南町 1 丁目 79	2,924.70	ベンゼン、シアン、水銀、鉛、砒素、ふっ素	H22.7.1
灘区灘南通 3 丁目 114 番 4、114 番 5、115 番 4、116 番 1、118 番 2、灘北通 2 丁目 20 番、灘北通 3 丁目地先里道、武庫郡西灘村河原字中ノ内	1,004.10	砒素、ふっ素	H25.1.23
中央区東川崎町 2 丁目 14 番、20 番	4,700.00	水銀、鉛	H24.8.9
中央区東川崎町 2 丁目 14 番	1,320.52	水銀、鉛、砒素、ふっ素	H25.12.11
中央区東川崎町 2 丁目 14 番	6,059.4	六価クロム、水銀、鉛、ふっ素	H26.2.24
長田区浜添通 4 丁目 1 番 1、2 番 1、4 番 1、4 番 2、5 番 1、5 番 2、7 番、8 番、9 番 1	4,052.60	鉛	H24.5.9
長田区川西通 4 丁目 101 番 18、101 番 19、101 番 20、101 番 21	267.29	六価クロム、鉛	H25.5.23
須磨区車字菅ノ池 1351 番 14、須磨区妙法寺字菅ノ池 3 番 2	1,966.00	鉛、砒素、ふっ素	H22.12.24
須磨区大池町 3 丁目 7 番、8 番、9 番、10 番、12 番	2,454.74	鉛、ふっ素、ほう素、PCB	H27.2.12